

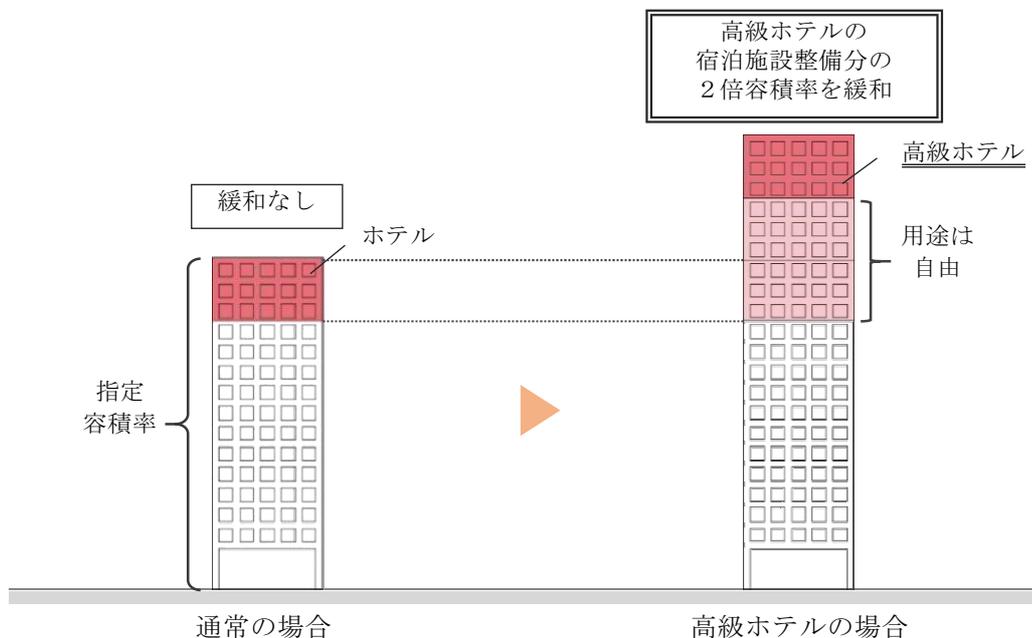
容積率緩和について

名古屋市高級ホテル立地促進補助金における補助事業認定を受けた場合、都市計画制度を活用することで一定の範囲内において容積率の緩和を受けることができます。

「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針」

緩和容積率の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊施設（名古屋市高級ホテル立地促進補助金における補助事業認定を受けたホテル）の容積率分の2倍・・・① 〔最大で基準容積率の0.5倍かつ300%を上限〕※・ さらに上乗せで、 観光バス乗降場の整備等の公共貢献・・・② 〔最大300%を上限〕・ ①+②の緩和容積率の最高限度 〔高度利用地区、高度利用型地区計画：基準容積率の0.5倍かつ400% 特定街区、再開発等促進区：基準容積率の0.5倍かつ500%〕
都市再生特別地区の場合、本方針を準用しつつ柔軟に対応する。 特に、高級ホテルに係る緩和の上限については、※印にかかわらず、その立地を促進する観点から、周辺環境や交通負荷等も踏まえつつ対応する。

<容積率緩和のイメージ>



宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針について（所管部署；住宅都市局都市計画課）

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000091199.html>